

登別市鬼まち MaaS×まちづくり推進事業 業務委託 公募型プロポーザルに関する質問回答について

案件名		登別市鬼まち MaaS×まちづくり推進事業 業務委託
番号	質 問	回 答
1	業務委託仕様書 P.4 9 その他 「本委託業務の成果物に関する著作権等は本市に帰属する」とありますが、本業務で利用するタクシー配車システム等の既存システムに係る著作権、知的財産権及びノウハウは成果物には含まれず、受託者に帰属するとの認識でよろしいでしょうか。	タクシー配車サービスの提供に係るシステム等の既存システムの著作権等のご認識のとおりです。
2	業務委託仕様書 P.2 6 業務内容 タクシー事業者について、営業所の数はいくつで実施する想定でしょうか。	登別市内を運行範囲とするタクシー事業者は2社あり、本実証事業においては、そのうち、市が指定した最大2社と連携して実施することになりますが、営業所単位で実施することは要件としておりません。
3	参考見積書(様式3) R9年度からR13年度の参考見積について、運用条件に関する記載がないため、積算前提条件をご教示ください。 ・R8年度実証事業同様に「週6日・4週間(24日間)」を想定するものか、それとも通年運用を想定するものか ・サービスセンターについてR8年度実証事業と同様に対面受付を実施し、スタッフを配置する想定か ※現時点で明確な仕様がなければ当社提案も可能です。	来年度以降については、本実証事業の実施を踏まえ、期間や運用面なども含め検証することとしています。 令和9年度から令和13年度までの参考見積は、実証事業と同様のシステム等の利用による通年での運用とし、対面受付は実施しないことを想定した積算としてください。 なお、その他独自の提案がある場合は、その提案に基づく参考見積も併せて提出ください。